

入間市議会議長交際費の支出及び公開に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、入間市議会議長（以下「議長」という。）等が市議会を代表して行う外部との交際に必要な経費（以下「議長交際費」という。）について、議長交際費の支出及び公開に関する基準を定めることにより、事務執行の適正化と透明性を確保し、市民の議会に対する理解と信頼を深めるとともに、開かれた議会の推進を図ることを目的とする。

(支出基準)

第2条 議長交際費は、市議会の運営上必要性を有し社会通念上妥当と認められる範囲で、議長が必要と認めた金額または現物により支出するものとし、その区分及び範囲は下表に定めるところによる。

区 分	範 囲
寸 志	納涼大会などの祭り、運動会、発表会等への出席に際して要する経費
会 費	各種団体などが行う新年会、忘年会、歓送迎会その他の懇親会、祝賀会等への出席に際して要する飲食相当分の額
香 料	「入間市議会の弔意の範囲と基準」（別掲）に基づき支出する葬儀での香典及び供物等に要する経費
見 舞	市議会との関係から判断し、礼儀上その交際に必要な病気又は負傷への見舞いに際して要する経費
渉 外	市議会との関係から判断し、礼儀上その交際に必要な謝礼、土産品代等に要する経費
その他	前各号に掲げるもののほか、社会通念上妥当かつ議会運営上必要があると議長が認めたものに係る経費

- 2 前項に規定する議長交際費は、議長又は議長が代理として指名する者が出席する場合に支出できるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、宗教行事又は宗教的内容を伴う行事又は政党その他の政治団体に対するもの、営利等を目的とする行事については、支出しないものとする。
- 4 この支出基準について疑義が生じたときは、その都度議長と議会事務局長により協議するものとする。

(公開基準)

第3条 議長は、議長交際費の支出に係る内容及び金額について、入間市情報公開条例の規定に基づき市公式ホームページ上において公開するものとする。

(基準の見直し)

第4条 議長は、社会経済情勢の変化等を十分に踏まえ、適宜この基準の見直しを行うものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この基準は、令和3年10月1日から施行する。